



クリエイターズショップ・ループ出店者利用規程

株式会社国際デザインセンター

(総則)

第1条

本規程は、株式会社国際デザインセンター(以下「運営者」という。)が企画運営するクリエイター創業支援スペース「クリエイターズショップ・ループ」(以下、クリエイターズショップ・ループという。)への出店に際し、出店者が遵守する規程について定めるものです。すべての出店者は本規程に則り活動するものとします。

(出店資格)

第2条

- 1 出店者は、運営者が定める出店者募集要項による、応募資格をもつものとします。
- 2 出店者は、運営者が定める方法で応募登録をおこない、出店者選定審査会の選定により承認を得たものとします。
- 3 出品にあたる製品の著作権および販売に関する権利については、出店者がその責務を負うものとします。
- 4 出店者がグループ、法人で出店する場合、出店にかかる責務は、連絡担当者および応募登録時に登録された代表者にあるものとします。また、運営者は全ての連絡を応募登録時に登録された連絡担当者におこなうものとします。
- 5 出店者は、名古屋市内のクリエイティブ産業および地域活性化に寄与し、これに協力する活動をおこなうものとします。
- 6 出店者は、出店者選定審査会の承認を得た場合、最大通算4期の出店期間の更新をおこなうことができます。
- 7 出店者は、出店期間終了後、名古屋市からの依頼に応じ、2年間年1回の事業報告をするものとします。

(出店契約・諸経費)

第3条

出店者は、出店に際し、運営者と別に定める出店契約書にもとづき、契約を締結し、運営者の定める方法で諸経費を支払うものとします。

(出店のキャンセル・変更)

第4条

- 1 出店者は、運営者との出店契約締結後、原則として出店の取り消し、あるいは出店条件を変更することはできません。
- 2 出店契約締結後、何らかの事情により、出店者がやむなく出店を取りやめる場合は、速やかに運営者に連絡をおこない、出店の有無、期間に関わらず、契約期間内の諸経費全額を運営者に支払うものとします。

(商品の陳列)

第5条

- 1 商品の陳列は、運営者との事前確認の元、出店者がおこなうものとします。
- 2 出店者は、クリエイターズショップ・ループにおいて、スペースAの場合1出店者あたり高さ3m、面積最大16㎡を、スペースBの場合、高さ3m、面積最大8㎡を出店面積として使用することができます。
- 3 店舗内における出店位置は、運営者の判断の元、定めるものとします。
- 4 出店位置は、2ヶ月を1単位として入れ替えるものとします。
- 5 店舗内における出店位置の入替作業は、運営者が定める日時に出店者がおこなうものとします。
- 6 商品の陳列は、盗難等を防ぐため、死角が発生しにくい陳列をおこない、小さな商品は固定やケーシングをおこなうものとします。
- 7 電源を必要とする陳列をおこなう場合は、事前に必ず運営者に申請し、陳列方法、運営管理方法について承諾を得るものとします。運営者は事前に確認した方法にもとづき運営の管理をおこないます。
- 8 出店にあたり、出店者が施設および什器・備品を汚損・破損した場合は、原状復旧にかかる費用を負担して頂きます。

(什器・備品)

第6条

出店者は、運営者の設置する什器・備品を無償で使用することができます。運営者の設置する什器・備品以外の備品、機器類を持ち込み、使用する場合は、必ず事前に運営者に連絡、承諾を得るものとします。

(商品の販売)

第7条

- 1 クリエイターズショップ・ループの商品販売は、原則として店舗内での販売のみとします。インターネット上での販売はございませんが、送料負担で発送を希望する購入者には、入金確認後、発送をおこないます。
- 2 商品の販売における金銭のやりとり、商品の受け渡しは、原則として運営者がおこない、出店者が独自でおこなうことはできません。

- 3 出店にあたり、出店者は毎月一定日数店頭にて商品説明をおこなうとともに、自らをPRする店舗内催事を6ヶ月中に1回以上おこなうものとします。
- 4 出店者が自ら商品の解説をおこなったり、指定区画範囲内で宣伝、実演、催事などを実施する場合は、事前に運営者に連絡をおこない、承諾を得るものとします。なお、催事の内容に関わらず出店者個別の控室をご用意できません。
- 5 運営者は、別に定める出店契約書にもとづき、売上金の全額を出店者に支払うものとします。
- 6 出品製品の販売にあたっては、原則としてすべての商品に出店者の名称と連絡先を明記するものとします。
- 7 販売する製品については、返品・交換の可否を明確にするものとします。事前に説明のない製品については、原則として購入から2週間以内の返品交換に応じるものとします。
- 8 在庫商品は運営者が保管をおこないます。出店者は運営者が指定する場所、方法、個数に応じ、在庫を納品するものとします。
- 9 運営者は、出店商品の販売数を記録し出店者に報告するとともに、在庫の補充を請求することができます。出店者は販売数を把握し、在庫を補充するとともに、出店期間終了後は、商品の棚卸を運営者の立会の元おこなうものとします。運営者が報告した販売数との棚差が発生した場合は、出店期間終了後2週間以内に運営者に報告するものとします。
- 10 出店に際し、商品の破損、盗難等による損害が発生した場合は、原則として運営者ならびに出店者の双方が、弁済金額の半額をそれぞれ負担するものとします。

(広報)

第8条

- 1 運営者は、名古屋市への広報情報の提供および運営者のもつ広報媒体を活用し広報活動を積極的におこない、クリエイターズショップ・ループおよび出店者の広報宣伝に努めるものとします。
- 2 出店者は、各出店者もつ広報媒体を活用し、出店者およびクリエイターズショップ・ループの広報活動を積極的におこなうものとします。

(出店にあたる注意点)

第9条

- 1 出店者は、運営者の開催する出店説明会に出席し、出店する商品および出店方法についての希望を提出するものとします。また出店商品および出店方法については、事前に運営者と十分な打合せをおこない承諾を得るものとします。
- 2 出店者は、出店にあたり出店名称の提示、出店意図、出店商品に関する資料を、運営者の要求の元、提出するものとします。
- 3 出店者は運営者が定期的に開催する出店者店長会議に出席し、積極的に運営に参加するものとします。
- 4 出店者は、運営者の要求に応じ、出店期間中の活動全体の状況について、売上などを含む経過を報告するものとします。

(禁止事項)

第10条

- 1 出店者は、運営者の定める出店位置、高さおよび広さの制限を遵守し、区画範囲外で商品の陳列、販売、配布等をおこなわないものとします。
- 2 火気・危険物の持ち込みは禁止します。
- 3 音響装置の使用は、他の出店者への迷惑となるため禁止します。
- 4 出店区画範囲内を使用しての控室あるいは類似スペースの設置はできません。
- 5 出店者は、運営者に断りなく出店商品の変更、商品陳列を変更することはできません。
- 6 出店者は、運営者に断りなく、店舗あるいは建物周辺への広告看板の設置、広告物等の配布、呼び込みをおこなうことはできません。
- 7 出店者が出店商品の搬入、搬出をおこなう場合は、運営者に事前に連絡を入れ、建物1階の搬出入口を使用するものとします。搬出入にあたっては、搬出入用エレベーターを使用し、客用エレベーターを使用することはできません。

(出店資格の取り消し)

第11条

運営者は、以下に該当する事由が発生したときは、出店契約締結後であっても出店者の出店資格を取り消し、出店を取りやめることができます。

- ・出店者に出品資格にかかる虚偽行為があった場合
- ・出店者が本規程に違反したとき
- ・出店者が公序良俗に違反したとき、または乱すおそれがあるとき
- ・その他施設の管理上やむを得ない事由が生じたとき

(規程の変更)

第12条

本規程は予告なく変更される場合があります。

附則

この規程は、平成27年3月24日から施行するものとします。